

## 地域産業保健センター利用案内

事業主の皆さん！

国の委託事業なので無料です！！  
健診結果表を預けるだけでOK、  
産業医が判定をして返却致します。

# 就業判定はお済みですか？

(労働安全衛生法第66条の4)

### 就業判定とは・・・

健康診断を実施した後、異常所見があった労働者の健康診断結果を基に就業制限や休業の措置が必要かどうか、産業医の意見を聴くことです。この産業医の意見を十分に勘案して、事業者は、労働者の実情を考慮して必要があると判断した時は、労働時間の短縮、作業場所の転換、療養のための休暇や休職等の適切な措置を講じなければなりません。これは労働安全衛生法上の事業主に課せられた義務ですが、会社のためにも労働者の健康は経営の重要事項の一つです。

\* 産業医の専任義務のない従業員数50人未満の事業所が対象となります。

就業判定（就業上の措置）は次の3つに段階分けされています。

1. 通常勤務
2. 就業制限（労働時間の短縮、作業の転換等）
3. 要休業（療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない）



お申し込み・お問い合わせは下記までお願い致します。

### 鹿児島地域産業保健センター

電話・FAX 099 - 226 - 3801

.....FAX 申し込み.....

就業判定を希望します(FAXでお申し込み頂ければこちらからお電話致します。)

事業所名( ) 担当者名( )

電話番号( )